

機器賃貸借に関する契約書

賃借人 公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「発注者」という。）と賃貸人（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

- 1 契約件名 金沢美術工芸大学 コンピュータールーム機器賃貸借業務
- 2 契約金額 月額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円
「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 3 契約期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- 4 契約保証金

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 金沢市小立野 5 丁目 11 番 1 号
氏 名 公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長 山崎 剛

受注者 住 所
氏 名

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 受注者は発注者に対して、本契約の条項に従って、別紙仕様書に記載する機器（以下「機器」という。）及びソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の非独占的使用権（以下「使用権」という。）の設定を行うことを約し、発注者はそれに対し、賃貸借料及びソフトウェア使用料として、頭書記載の金額を支払うものとする。

第2章 機器の賃貸借

(善管注意義務)

第2条 発注者は機器を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 受注者は機器に受注者所定の様式により受注者の所有に属する旨の標識を付し、発注者は機器を如何なる場合を問わず他の権利の目的物として使用することは出来ないものとする。

(機器の改造)

第3条 機器を改造する場合は、発注者はあらかじめ書面にて受注者の承諾を得るものとする。その場合その費用は、発注者の負担として受注者の認める者がこれを行うものとする。

(他の機器の取付)

第4条 機器に他の機器を取り付ける必要が生じた場合、発注者はあらかじめ書面にて受注者の承諾を求めるものとし、発注者が費用を負担して受注者の認める者がこれを行うものとする。

2 受注者は前項の取付が機器の機能に支障を与えると認めたときは、発注者の申し出を拒否することができる。

(機器の返還)

第5条 本契約が終了した場合は、発注者は受注者に対して機器を他の機械機器の取りはずし等によって引渡し当時の原状に復したうえ直ちに返還するものとする。

(保険)

第6条 受注者は、本契約期間中機器に対して、受注者の負担で受注者所定の動産総合保険を付保するものとする。

第3章 ソフトウェアの使用

(使用権)

第7条 発注者は本契約に基づき、機器においてソフトウェアを使用する権利を得るものとする。

2 本契約に基づき設定された使用権は、機器においてソフトウェアを使用する権利であり、当該ソフトウェアを契約機器以外の他機器で使用する場合、本契約により設定された使用権と別の使用権の設定を必要とするものとする。

3 本契約に基づき設定された使用権及びソフトウェア並びにその複製物については発注者はこれを他に譲渡し、再使用権を設定し、又は他人の権利の目的物とすることはできないものとする。

(ソフトウェアの提供・複製・変更)

第8条 受注者は、発注者に対し、本契約により設定された使用権を行使するためのソフトウェアを納入期限までに納入し、発注者の検査確認を得たのち発注者に引渡すものとする。

2 発注者は、受注者の事前の書面による承諾なしにはソフトウェアを変更又は改作できないものとする。なお、受注者の承諾に基づき変更又は改作されたソフトウェアは本契約に基づくソフトウェアとする。

(ソフトウェアの特別なサポート)

第9条 発注者の故意もしくは重過失あるいは天災地変、その他発注者・受注者いずれの責にも帰さない事由に基づきソフトウェアにトラブルが発生し、受注者がサポートを行ったときは、受注者は当該サポートに要した費用を発注者に請求できるものとする。

(ソフトウェアの滅失等)

第10条 発注者は本契約期間中、ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、ソフトウェアが本契約期間中に盗難、滅失、毀損した場合、発注者はすみやかに受注者にその旨通知するものとする。

(使用権の消失)

第11条 本契約が解約又は期間満了により終了したときは、当該ソフトウェアの使用権は消滅するものとする。

2 発注者は使用権の消滅したソフトウェア及びその複製物のすべてを使用権消滅後すみやかに破棄するものとする。

(責任の制限)

第12条 受注者は、発注者に対しソフトウェア及びその技術情報が特定の目的のために適当であること、又は有用であることの明示もしくは黙示の保証をしないものとする。

2 受注者は、発注者に対し発注者が本契約に基づき設定をうけた使用権を行使することにより又は使用権を行使できないことにより生じた発注者の損害もしくは第三者からの発注者に対する請求又はソフトウェアが正常に作動しないことにより発注者に生じた損害に関しては、いかなる責も負わないものとする。

第4章 共通事項

(賃貸借料及びソフトウェア使用料)

第13条 機器の賃貸借料及びソフトウェア使用料は頭書記載の金額とするものとする。

2 本契約の賃貸借及びソフトウェア使用期間が月の途中で開始又は終了した場合、その月の賃貸借料及びソフトウェア使用料は使用日数を当該月の暦日数で除したものにそれぞれ月当り賃貸借料及びソフトウェア使用料を乗じて得られた金額（円未満は切り捨てる）とするものとする。

(賃貸借料及びソフトウェア使用料の支払い)

第14条 賃貸借料及びソフトウェア使用料は、当該使用月の翌月初めに、受注者が発注者指定の手続きに従い請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(機器の滅失、毀損)

第15条 機器の滅失、毀損等について通常の使用により生じる等の場合を除きその危険は発注者が負担するものとし、受注者は発注者に対して損害賠償を請求できるものとする。

2 発注者の故意又は過失により受注者が損害を蒙った場合、受注者は発注者に対し損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の損害賠償額は発注者受注者協議により定める。

(立入権並びに秘密保守)

第 16 条 機器及びソフトウェアの納入のため受注者の指定するものが機器の据付場所に立ち入る場合は、あらかじめ発注者の了承を得、またその者は必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

2 受注者及び受注者の指定した者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。

3 発注者は、ソフトウェア及びその他の技術情報を第三者に開示しないものとする。

4 受注者の指定した者が発注者に対して損害を与えた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 18 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

(4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 7 条第 3 項の規定に違反して使用権及びソフトウェア並びにその複製物を譲渡したとき。

(2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によっ

て、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金を譲渡したとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため契約金額（月額）に12を乗じて得た額が3分の2以上減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等に伴う措置）

第24条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合

において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する使用料を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第18条又は第19条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第17条第1項、第21条又は第22条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第18条又は第19条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第18条又は第19条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、違約金として、遅延日数1日につき、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の1000分の1に相当する額とする。
- 6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数に応じ、契約金額（月額）に12を乗じて得た額につき、年3パーセントの割合で計算した額を徴収して契約期間を延長することができる。
- 7 第2項の場合（第19条第8号又は第9号アからキの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第14条第1項の規定による使用料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（建物等に対する損害賠償）

第27条 受注者は、業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

（第三者に対する損害賠償）

第28条 受注者は、業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

（損害賠償の予約）

第29条 発注者は、受注者が談合等不正行為に該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- （1）受注者が談合等不正行為に該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - （2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が談合等不正行為に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が談合等不正行為に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の100分の5に相当する額を徴収する。

- (1) 公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして排除措置命令又は納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 契約者(契約者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したときに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(個人情報の保護)

第30条 受注者は、個人情報(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったと

きは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第 31 条 受注者は、この業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(翌年度以降の契約)

第 32 条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならない。

(規定の適用)

第 33 条 この契約に定めるもののほか、公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程の定めるところによる。

(疑義の決定)

第 34 条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ、定めるものとする。